

鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領

制 定：令和4年10月5日付け経技第401号

一部改正：令和5年4月3日付け経技第397号

一部改正：令和5年7月12日付け経技第399号

第1 趣旨

肥料価格高騰緊急支援事業の実施については、鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業費補助金交付要綱（令和4年10月5日付け経技第401号鹿児島県農政部長通知。以下「交付要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業実施主体（協議会）

交付要綱第3条の鹿児島県知事（以下「知事」という。）が別に定める協議会とは、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という）第2に定める協議会とする。

第3 取組実施者（農業者の組織する団体等）

農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」という。）とは、国実施要領第3に定める取組実施者とする。

第4 事業の内容

事業実施主体は、以下に掲げる事業を行うものとする。

1 肥料価格高騰緊急支援事業

別記1に基づき、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む取組実施者（以下「支援事業取組実施者」という。）に対して、当年の肥料購入費のうち前年からの肥料費上昇分の一部に当たる支援金の交付を行うことを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

2 肥料価格高騰緊急支援推進事業

別記2に基づき、1の事業の適切かつ円滑な実施に資するため、支援事業取組実施者が提出する申請書の審査、取組確認等に係る業務を行う。

第5 補助金の交付額

1 県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、本事業の実施に必要な補助金を交付するものとする。

2 県は、事業実施主体の交付申請見込額が予算を上回る場合には、不公平が生じないよう調整を行うものとする。

第6 補助対象経費

補助対象経費は、別記1に定める経費とする。

第7 補助対象としない経費

補助対象としない経費は、国実施要領第8に定める経費とする。

第8 取組実施者の募集方法

取組実施者の募集方法は、国実施要領第9に定める方法とする。

第9 事業実施の手続等

事業の実施方法は、国実施要領第10に定める手続きで実施する。

第10 補助金の返還

補助金の返還については、国実施要領第11に定められた手続きで実施する。

第11 事業実施状況の報告等

事業実施状況の報告等は、国実施要領第12に定められた手続きで実施する。

第12 事業の評価等

事業の評価等については、国実施要領第13に定められた手続きで実施する。

第13 取組の中間報告等

取組の中間報告は、国実施要領第14で定められた手続きで実施する。

第14 証拠書類の保管

証拠書類の保管は、国実施要領第16に定められた方法で保管する。

附 則

この要領は、令和4年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月12日から施行する。

別記 1（第 3，第 4，第 6 関係）

肥料価格高騰緊急支援事業

第 1 事業の目的

肥料価格が高騰する中，化学肥料の使用量の 2 割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて，農業経営への影響を緩和するとともに，化学肥料の使用量の低減を進める。

第 2 事業の内容

1 化学肥料の使用量低減の取組

(1) 取組要件

2 の支援金の交付を受ける参加農業者にあつては，化学肥料の使用量の 2 割低減に向けた取組として，令和 4 年度又は令和 5 年度において以下の項目のうち 2 つ以上の項目に取り組むものとする。その際，前年までに行っている取組を強化することも，これに含めるものとする。

ただし，前年までに既に 2 つ以上の取組を行っており，これを継続する場合には，1 つ以上の項目に新たに取り組む，又は前年までに行っている取組のいずれか 1 つ以上を強化するものとする。

ア 土壌診断による施肥設計

イ 生育診断による施肥設計

ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入

エ 堆肥の利用

オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）

カ 食品残渣など国内資源の利用（エ，オ以外）

キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用

ク 緑肥作物の利用

ケ 肥料施用量の少ない品種の利用

コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用

サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む）

シ 局所施肥（側条施肥，うね立て同時施肥，灌注施肥等）の利用

ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用

セ 化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（アからスまでに係るものを除く。）

ソ その他事業実施主体が化学肥料の使用量の低減効果を有すると認める技術等（以下「地域特認技術」という。）の利用

(2) 地域特認技術について

ソの地域特認技術については，国の肥料価格高騰支援事業で認定を受けた技術（鹿児島県に限る）と同様とする。

2 支援金の額の算定方法

(1) 農業者ごとの支援金の額の算定は，次のとおり行うものとする。

$$\text{支援金の額} = \frac{\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}}{0.3} \div 2$$

$$\text{前年の肥料費} = \text{当年の肥料費} \div \text{高騰率} \div 0.9$$

- (2) 当年の肥料費とは、令和4年6月から令和5年5月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。
- (3) 高騰率は、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、別途農産局長が定めるものとする。

第3 補助対象経費

支援事業取組実施者に対する支援金と取組実施者の事務経費に限るものとする。

第4 補助率

肥料価格高騰緊急支援事業を実施する事業実施主体への補助率は、定額とする。

別記 2（第 4 及び第 6 関係）

肥料価格高騰緊急支援推進事業

第 1 事業の目的

肥料価格高騰緊急支援事業（以下「緊急支援事業」という。）の効果を十分に発揮させるため、緊急支援事業取組実施者への当該事業の趣旨の徹底、適切な審査等の実施等を行うことにより、当該事業の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

第 2 事業の内容

1 肥料価格高騰緊急支援推進事業（以下「支援推進事業」という。）において実施することができる取組内容は、以下に掲げるものとする。

(1) 推進及び指導

事業実施主体は、支援事業の概要及び支援事業の実施等に必要な事項について周知徹底を図るとともに、当該事業の適切な実施に向け、支援事業取組実施者に対し、指導や助言等を行う。

(2) 交付事務

事業実施主体は、支援事業取組実施者から提出された申請書等の審査や支援事業取組実施者に対する支援金の交付等に係る事務を行う。

(3) 実施確認

事業実施主体は、支援金の交付の対象となる取組について、支援事業取組実施者から提出された書類により実施確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行う。

(4) その他必要な事項

(1) から (3) までの取組のほかに、支援事業の推進に必要な取組を行う。

第 3 補助対象経費

補助対象経費は別表 1 に掲げる経費とする。

第 4 補助率

支援推進事業を実施する事業実施主体への補助率は、定額とする。

別表 1 (第 6 関係)

| 費目 | 細目 | 内容 | 注意点 |
|-----|--------|---|--|
| 賃金等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 |
| 事業費 | 会場借料 | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 | |
| | 通信・運搬費 | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な郵便，運送，電話等の通信に係る経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については，基本料を除く。 |
| | 借上費 | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要なパソコン，プリンター等の事務機器及び事務所等の借上経費 ・現地確認のための自動車の借上経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・レンタルが困難な場合は，リースも対象とする。ただし，補助対象経費は，本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。 |
| | 印刷製本費 | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 | |
| | 消耗品費 | <ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施するために直接必要な以下の経費・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され | <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。 |

| | | | |
|------|-------|--|--------------------------------------|
| | | その効用を失う低廉な物品 ・ USB メモリ等の低廉な記録媒体 | |
| | 燃料費 | ・ 本事業の実施に直接必要な現地確認等に要する燃料代 | |
| | 情報発信費 | ・ 本事業の実施に直接必要な広告，啓発に要する経費 | ・ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告，啓発を除く。 |
| 旅費 | | ・ 本事業を実施するために直接必要な会議，現地確認等を事業実施主体等が行うための旅費 | |
| 雑役務費 | 手数料 | ・ 本事業を実施するために直接必要な振込手数料 | |
| | 租税公課 | ・ 本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等に係る経費 | |

- (注) 1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体又は支援事業取組実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は，認めないものとする。
- 2 補助対象経費は，本事業の対象として明確に区分できるもので，かつ，証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお，その経理に当たっては，費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別紙第1号様式

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
〇〇協議会
会長

〇〇協議会承認申請書

肥料価格高騰緊急対策事業を実施したいので、鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領（令和4年10月5日付け経技第401号鹿児島県知事通知）第2の2の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

（注）添付書類については、以下を添付すること。

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

- ・ 〇〇協議会会員名簿の写し
- ・ 〇〇協議会規約の写し
- ・ 〇〇事務処理規程の写し
- ・ 〇〇会計処理規程の写し
- ・ 〇〇文書取扱規程の写し
- ・ 〇〇内部監査実施規程の写し
- ・ 〇〇協議会肥料価格高騰緊急対策事業業務方法書

別紙第2号様式

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
鹿児島県農業再生協議会
会長

〇〇協議会規約変更承認申請書

〇〇協議会規約を下記により変更したいので、鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領（令和4年10月5日付け経技第401号鹿児島県知事通知）第2の2の（5）の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 1 変更理由
- 2 変更箇所（〇〇協議会規約新旧対照表）

（注）添付書類については、以下を添付すること。

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

- ・ 変更後の〇〇協議会規約の写し
- ・ 規約の変更を議決した総会の議事録の写し

別紙第3号様式

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
鹿児島県農業再生協議会
会長

〇〇協議会規程変更届出書

〇〇協議会〇〇規程を下記により変更したので、鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領（令和4年10月5日付け経技第401号鹿児島県知事通知）第2の2の（6）の規定に基づき、関係書類を添えて届出する。

記

- 1 変更理由
- 2 変更箇所（〇〇協議会〇〇規程新旧対照表）

（注）添付書類については、以下を添付すること。

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

- ・ 変更後の〇〇協議会〇〇規程の写し
- ・ 規程の変更を議決した総会の議事録の写し

別紙第4号様式

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
鹿児島県農業再生協議会
会長

〇〇協議会鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業業務方法書変更承認申請書

〇〇協議会鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業業務方法書を下記により変更したいので、鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領（令和4年10月5日付け経技第401号鹿児島県知事通知）第2の2の（7）の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 1 変更理由
- 2 変更箇所（〇〇協議会鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業業務方法書新旧対照表）

（注）添付書類については、以下を添付すること。

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

- ・ 変更後の〇〇協議会鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業業務方法書

鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実施計画書（実績報告書）

| 秋用肥料分 | 春用肥料分 | 年間 |
|-------|-------|----|
| | | |

(注) 該当するものに○を付けること

第1 事業実施主体の概要

| | | |
|------------------|----------|--|
| 事業実施主体名 | | |
| 代表者の役職・氏名 | | |
| 事業実施主体事務局が所在する住所 | 〒 | |
| 事業担当者の連絡先 | 所属・役職・氏名 | |
| | 電話番号 | |
| | E-mail | |

第2 取組実施者の概要

| | |
|-----------|----------|
| 取組実施者数（件） | 参加農家数（件） |
| | |

第3 鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業の所要額

○,○○○円（秋用肥料分/春用肥料分/年間）

(注) 括弧内はいずれかを選択すること

第4 鹿児島県肥料価格高騰緊急支援推進事業の内容

(1) 推進・指導事務計画

| 実施時期 | 回数等 | 推進・指導内容等 | 備考 |
|------|-----|----------|----|
| | | | |

(2) 審査・交付事務計画

| 実施時期 | 審査・交付事務内容 | 取組実施者数 | 備考 |
|------|-----------|--------|----|
| | | | |

(3) 実施確認事務計画

| 実施時期 | 実施確認事務内容 | 事業実施者数 | 備 考 |
|------|----------|--------|-----|
| | | | |

(4) その他推進事業の実施に必要な事項

| |
|--|
| |
|--|

(5) 推進事業実施計画

| 事業項目 | 補助対象経費 | 推進事業費 (千円) | 備 考 |
|------------|--|------------|-----|
| 1 推進・指導事務 | (1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 委託費 (7) 雑役務費 | | |
| | 小 計 | | |
| 2 審査・交付事務 | (1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 委託費 (7) 雑役務費 | | |
| | 小 計 | | |
| 3 事業実施確認事務 | (1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 委託費 (7) 雑役務費 | | |
| | 小 計 | | |
| 4 その他 | (1) 備品費 (2) 賃金等 (3) 事業費 (4) 旅費 (5) 謝金 (6) 委託費 (7) 雑役務費 | | |
| | 小 計 | | |
| | 合 計 | | |

**第5 事業実施経費
経費の配分及び負担区分**

| 区 分 | 総事業費 (A+B) | 負 担 区 分 | | 経費の根拠 | 備考 |
|------------------------------|---------------|-------------|--------------|-------|----|
| | | 県補助金 (A) | 自己資金等 (B) | | |
| 1 鹿児島県肥料価格 高騰緊急支援事業 | 円 | 円 | 円 | | |
| 2 鹿児島県肥料価格 高騰緊急支援推進事 業 | | | | | |
| 合 計 | | | | ○円×○回 | |

- (注) 1 「経費の根拠」欄は、「鹿児島県肥料価格高騰緊急支援推進事業」のみ記載すること。また、「区分」欄に掲げる経費の根拠（経費内容、委託先、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。
- 2 「備考」欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第6 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

(注) 「鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実績報告書」においては、「事業の完了予定年月日」を「事業の完了年月日」に変更すること。

第7 添付資料

- 1 推進事業を委託した場合にあつては、「鹿児島県肥料価格高騰緊急支援推進事業実績報告書」においては委託契約書を添付すること。
- 2 「鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実績報告書」においては、別紙第5-2号様式を添付すること。
- 3 その他、知事が必要と認める書類

別紙第5-2号様式

鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業 取組実施者名簿

| No. | 取組実施者 | 支援額（円） | | 支援額の合計 |
|-----|--------------------|-------------------------|-----------------------------|--------|
| | 氏名 又は 法人・組織名 | 秋用肥料 (令和4年6月～10月購入分) | 春用肥料 (令和4年11月～令和5年5月購入分) | |
| | | 支援額 | 支援額 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 集計 | — | | | |

(注)

- 1 適宜、行を追加すること。
- 2 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

別紙第 6 - 1 号様式

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

令和〇年度鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実施状況報告書及び評価報告書（注 1）

鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領(令和 4 年 10 月 5 日付け経技第 401 号鹿児島県知事通知)
第 11 及び第 12（注 2）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 下線部は、事業実施状況報告書のみを提出する場合は、「実施状況報告書」、評価報告書のみを提出する場合は「評価報告書」とすること。
- 2 二重下線部は、国の実施要領に基づき記載すること。
- 3 添付書類については、別紙様式第 6 - 2 号及び 6 - 3 号を添付すること。

鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実施状況報告書及び評価報告書

第1 事業実施主体名

| |
|--|
| |
|--|

第2 事業の取組概要

| 取組実施者数（件） | 参加農業者数（件） | 取組面積（ha） |
|-----------|-----------|----------|
| | | |

第3 事業実施主体による評価結果

| 評価項目 | 適否 | 理由 |
|----------------|----|----|
| 化学肥料低減実施報告の妥当性 | | |
| 適正な事業の執行 | | |

- (注) 1 事業実施状況報告書としてのみ提出する場合には、空欄とすること。
2 「適否」欄は、評価項目の内容について、適当と判断する場合には、「適」、適当ではないと判断する場合には、「否」を記載すること。
3 「理由」欄は、「適否」欄に記載した判断に至った理由について記載すること。
なお、「適否」欄において、「否」を記載した場合には、改善策についても記載すること。

第4 添付資料

- 1 別紙様式第6－4号
 - 2 その他、知事が必要と認める書類
-

【以下、記載不要】

知事による評価結果

| 評価項目 | 適否 | 理由 |
|----------------|----|----|
| 化学肥料低減実施報告の妥当性 | | |
| 適正な事業の執行 | | |

(注) 1 「適否」欄は、事業実施主体の評価結果の内容について、適当と判断する場合には、「適」、適当ではないと判断する場合には、「否」を記載すること。

2 「理由」欄は、「適否」欄に記載した判断に至った理由について記載すること。

なお、「適否」欄において、「否」を記載した場合には、以下に事業実施主体への指導内容を記載すること。

知事による事業実施主体への指導内容

| 評価項目 | 指導内容 |
|----------------|------|
| 化学肥料低減実施報告の妥当性 | |
| 適正な事業の執行 | |

別紙第6-4号様式

鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業 取組実施者名簿

| No. | 取組実施者 | 取組面積 (ha) |
|-----|--------------------|-----------|
| | 氏名 又は 法人・組織名 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 集計 | — | |

(注)

- 1 適宜、行を追加すること。
- 2 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

(任意) 番号
令和 年 月 日

鹿児島県農業再生協議会 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和 年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の(変更)承認申請書

令和 年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、対策事業取組計画書を作成(変更)したので、肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知)第10の1の(2)のア(第10の1の(2)のウ)及び鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領(令和4年10月5日付け経技第401号鹿児島県知事通知)に基づき、別添のとおり提出する。

(注) 参考様式第5－2号(参加農業者名簿)、参考様式第6号(化学肥料低減計画書)、所要額の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

肥料価格高騰対策事業取組計画書（取組実績報告書）

| 秋用肥料分 | 春用肥料分 | 年間 |
|-------|-------|----|
| | | |

(注) 該当するものに○を付けること

第1 取組実施者の概要

| | | |
|-----------|----------|--|
| 取組実施者名 | | |
| 代表者の役職・氏名 | | |
| 取組実施者の住所 | 〒 | |
| 事業担当者の連絡先 | 所属・役職・氏名 | |
| | 電話番号 | |
| | E-mail | |

第2 参加農業者の概要

参考様式第1-2号のとおり。

| |
|-----------|
| 参加農業者数（件） |
| |

第3 所要額

○,○○○円（秋用肥料分/春用肥料分/年間）

(注) 括弧内はいずれかを選択すること

第4 誓約・同意事項

取組実施者（参加農業者を含む）は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

| 以下の内容について誓約・同意する | チェック欄 |
|---|-------|
| 1 本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。 2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。 3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合 | |
| (注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。 | |

参考様式第5-2号

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

| No. | 参加農業者 氏名 又は 法人・組織名 | 支援予定額 (円) | | | | | | | | 総合計 |
|-----|-----------------------------|--------------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------|---------------|-----------------------------------|-----------------------------|-------|-----|
| | | 秋用肥料 (令和4年6月～令和4年10月購入分) | | | | | | 春用肥料 (令和4年11月～令和5年5月購入分) | | |
| | | 当年の肥料費 A | 支援予定額 B=C+D-F 注2なお書き | $C=A*(1-1/(高騰率)/0.9)*0.7$ | 県上乗せ支援金 D=C*1.5/7 | 地方自治体支援金 E | 調整額 F=E-A*(1-1/(高騰率)/0.9)*0.15 | 当年の肥料費 | 支援予定額 | |
| 1 | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | |
| 2 | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | |
| 3 | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | |
| 4 | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | |
| 5 | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | |
| 6 | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | |
| | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | |
| 集計 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |

(注)

1 「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。

なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

2 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。

支援予定額＝国支援金＋県上乗せ支援金－調整額

国支援金＝{(当年の肥料費)－(当年の肥料費)÷(高騰率)÷0.9}×0.7

県上乗せ支援金＝国支援金×1.5/7

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、都道府県及び市町村から支援金（以下「地方自治体支援金」という。）が交付されている場合にあっては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。

なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。

(調整額)＝(地方自治体支援金)－{(当年の肥料費)－(当年の肥料費)÷(高騰率)÷0.9}×0.15}

3 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。

4 適宜、行を追加すること。

5 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

化学肥料低減計画書

○ 秋肥用と春肥用は、分けて提出してください。

| 秋用肥料 | 春用肥料 | 年間 |
|------|------|----|
| | | |

作付概要(主な2品目の面積を記載)

注: 該当するものに○を付けること

| 作物名 | 作付面積 (ha) |
|-----|-----------|
| | |
| | |
| | |
| 計 | 0 |

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
 2. 「令和4年度又は令和5年度を取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組の欄に「○」、従来の取組の強化・拡大に「○」を記入してください。

| 取組メニュー | 前年度までの取組 | 令和4年度又は令和5年度を取組 | | |
|---|----------|-----------------|-------|----------|
| | | 継続する取組 | 新たな取組 | 取組の強化・拡大 |
| ア 土壌診断による施肥設計 | | | | |
| イ 生育診断による施肥設計 | | | | |
| ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入 | | | | |
| エ 堆肥の利用 | | | | |
| オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等) | | | | |
| カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外) | | | | |
| キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用 | | | | |
| ク 緑肥作物の利用 | | | | |
| ケ 肥料施用量の少ない品種の利用 | | | | |
| コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用 | | | | |
| サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む) | | | | |
| シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用 | | | | |
| ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用 | | | | |
| セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。) | | | | |
| ソ 地域特認技術の利用() | | | | |

※ 裏面にもチェック欄があるので、チェックした上で、署名してください。

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

(参考様式) 肥料価格高騰対策事業(国庫)及び肥料価格高騰緊急支援事業(県単)参加申込書兼承諾書

私は、肥料価格高騰対策事業(国庫)及び肥料価格高騰緊急支援事業(県単)への参加にあたり、以下のとおり確約します。

- 添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について、令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
- 「肥料価格高騰対策事業」の要綱・要領等、内容を理解した上で事業に参加します。
- 令和4年から令和5年の2ヶ年間で化学肥料2割低減に取り組みます。
- 直近一年間で(令和3年度)で農業生産による販売実績あることから本事業に参加します。または、販売実績はないが、認定新規就農者として事業に参加します。
- 本票に記載された個人情報(「肥料価格高騰対策事業(国庫)」及び関連する補助事業の実施に係る事務)に使用されることに同意します。
- 化学肥料低減の取組状況が確認できる書類及び領収書等の肥料を購入したことを証明する書類を5ヶ年間(令和5年～9年)保管します。
- 地方公共団体等の関連する補助事業への参加は、全て取組実施者の意志に従います。
- 申請内容に虚偽があった場合、正当な理由なく化学肥料低減計画書に記載した取組を実施しなかった場合は、支援金を返還します。

※ 全てにチェックした上で、署名してください。

○ 申請時に必要な書類

- 化学肥料低減計画書(実施報告書)
- 肥料価格高騰対策事業(国庫)及び肥料価格高騰緊急支援事業(県単)参加申込書兼承諾書(本票)
- 購入した肥料の種類、量、価格が記載された資料(肥料供給証明書があれば不要)
- 特殊肥料(堆肥等)の場合は、表示票の写しまたは生産届の写し
- 「注文票と領収書」または、「注文票と請求書」
(注文票がない販売店から、購入した場合は、注文票は不要)

○ 取組実施者への参加状況(以下で、該当する項目にチェックをしてください)

- 他の取組実施者(農業者グループ)に参加していません
- 他の取組実施者(農業者グループ)に参加しているが、申請した肥料は重複していません
(下記欄に参加グループ名を記載してください)

| 取組実施者名① | 取組実施者名② | 取組実施者名③ |
|---------|---------|---------|
| | | |

※ JAと肥料販売店など、異なる複数の取組実施者(農業者グループ)に参加する場合、申請する肥料の内容が重複しないようにしてください。

※ 全てにチェックした上で、署名してください。

○ 個人情報の取り扱い

肥料価格高騰対策事業(国庫)及び肥料価格高騰緊急支援事業(県単)における個人情報の取り扱い

鹿児島県農業再生協議会及び鹿児島県は、肥料価格高騰対策事業(国庫)及び肥料価格高騰緊急支援事業(県単)の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、当該個人情報について、本事業の実施及び国等への報告等で利用する為に、次の関係機関に必要最小限度内において提供します。

なお、提供情報に基づき、関係機関が確認のために連絡を行う場合があります。

【関係機関・団体】

国、鹿児島県農業再生協会、鹿児島県、県内市町村

○ 氏名(自署)

※ 法人にあっては、法人名、代表者名まで記載してください。(押印不要)

参考様式第7号

番 号
年 月 日

殿

鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県農業再生協議会
会長

令和〇年度肥料価格高騰対策事業採択通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった肥料価格高騰対策事業取組計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第10の1の（2）のイの規定及び鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領（令和4年10月5日付け経技第401号鹿児島県知事通知）に基づきに基づき通知する。

年 月 日

鹿児島県農業再生協議会 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組実績報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号農林水産省農産局長通知）第 10 の 1 の（3）のアの規定及び鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領（令和 4 年 10 月 5 日付け経技第 401 号鹿児島県知事通知）に基づき、その実績を報告する。

- （注） 1 支援事業取組計画書に変更があったときは、支援事業取組計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正（変更前の部分は取消線で修正）し添付すること（標題を「肥料価格高騰対策事業取組計画書」から「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」（事業名も実施事業に併せて変更すること）に変更すること）。
- 2 添付書類については、以下を添付すること。
- （1）肥料価格高騰対策事業取組実績報告書（実施要領参考様式第 5 - 1 号の別添を実績報告書としたものと同参考様式第 5 - 2 号を言う）。
- （2）支援事業取組計画書又は支援事業取組計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。
- なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

番 号
令和 年〇〇月〇〇日

鹿児島県農業再生協議会 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和〇年度鹿児島県肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号農林水産省農産局長通知）第 13 の 2 の規定及び鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領（令和 4 年 10 月 5 日付け経技第 401 号鹿児島県知事通知）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（添付資料）

- ・参考様式第 13-2 号
- ・参考様式第 14 号
- ・その他知事が必要と認める書類

鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業取組実施状況報告書

第1 取組実施者名

| |
|--|
| |
|--|

第2 事業の取組概要

| 参加農業者数（件） | 取組面積（ha） |
|-----------|----------|
| | |

第3 取組実績

| 取組メニュー | 取組の実績 |
|--------------------------------|-------|
| ア 土壌診断による施肥設計 | |
| イ 生育診断による施肥設計 | |
| ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入 | |
| エ 堆肥の利用 | |
| オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等） | |
| カ 食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外） | |
| キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む。）の利用 | |
| ク 緑肥作物の利用 | |
| ケ 肥料施用量の少ない品種の利用 | |
| コ 低成分肥料（単肥配合を含む。）の利用 | |
| サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む。） | |
| シ 局所施肥（側条施肥，うね立て同時施肥，灌注施肥等）の利用 | |
| ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用 | |

| | |
|---|--|
| セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～スに係るものを除く。） | |
| ソ 地域特認技術の利用 () | |

(注) 参加農業者が、実施期間を通じてどのような取組を行ったか、また、その結果として、取組前と比べてどの程度の化学肥料の低減が図られたかを、使用記録等を参照し、できる限り定量的に記入してください。

第4 化学肥料の使用量の低減に向けて継続的に取り組むための取組計画

| |
|--|
| |
|--|

参考様式第13-2号

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

| No. | 参加農業者 | 取組面積 (ha) | 計画時の取組メニューの実施の有無 |
|-----|--------------------|-----------|------------------|
| | 氏名 又は 法人・組織名 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 集計 | — | | — |

(注)

- 1 適宜、行を追加すること。
- 2 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

化学肥料低減実施報告書

作付概要

| | |
|-----|-----------|
| 作物名 | 作付面積 (ha) |
| 〇〇〇 | |
| 〇〇〇 | |
| その他 | |
| 計 | |

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
 2. 「今後の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

| 取組メニュー | 令和4年度又は 令和5年度の取組 | 今後の取組 |
|---|---------------------|-------|
| ア 土壌診断による施肥設計 | | |
| イ 生育診断による施肥設計 | | |
| ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入 | | |
| エ 堆肥の利用 | | |
| オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等) | | |
| カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外) | | |
| キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用 | | |
| ク 緑肥作物の利用 | | |
| ケ 肥料施用量の少ない品種の利用 | | |
| コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用 | | |
| サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等を含む) | | |
| シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、 灌注施肥等)の利用 | | |
| ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用 | | |
| セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの 施肥量・肥料銘柄の見直し (ア～スに係るものを除く。) | | |
| ソ 地域特認技術の利用() | | |
| 総取組面積 | 〇〇ha | 〇〇ha |

番 号
年 月 日

鹿児島県農業再生協議会 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組中間報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号農林水産省農産局長通知）第 14 の規定及び鹿児島県肥料価格高騰緊急支援事業実施要領（令和 4 年 10 月 5 日付け経技第 401 号鹿児島県知事通知）に基づき、下記のとおり報告する。

記

取組の実施状況

| 取組メニュー | 取組の実施状況 |
|--------|---------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(注)

- 1 取組メニューには、取組実施者において取り組んでいるメニューを記入し、適宜、行を追加すること。
- 2 参加農業者が、中間期間までにどのような取組を行ったのか、また、取組前と比べてどの程度取組が進んでいるか、使用記録等を参照し記入してください。